

令和２年度 美郷町民間賃貸住宅建設事業公募要領

１ 事業の目的

美郷町への定住希望者に対し民間の活力を導入し、新たに賃貸住宅の建設を促進することで、就業者の住宅を確保し、定住促進及び雇用の拡大を図る。

２ 事業の概要

定住促進及び雇用の拡大を図るため、民間の活力を導入した賃貸住宅を供給する事業で町が承認した民間事業者に対し経費の一部を補助金として交付し、この賃貸住宅は、美郷町と一定期間の管理協定を締結する。

３ 事業の要件

整備基準は次のとおりとする

- (１) 若者等の定着、回帰、流入を目的としたものであること
- (２) 設計住宅性能評価を行うこと
- (３) 住宅の規模、構造が下記表に掲げる基準に適合するものであること

別表第１ ※美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱

１．基本的要件	住宅は、原則として新築で１０年間以上にわたって使用できるものであること。
	住宅の構造は、共同住宅とすること。
	敷地の境界は、コンクリート・硬質プラスチック・金属鋲等の耐久性のある材料で造られた境界標を設置すること。
２．住宅の基準	１戸当たりの床面積は、２５㎡以上で１２５㎡以下とすること。 ※ただし、施工事業者が県外業者である場合はこの限りでない。 (要綱別表第２の３を参照のこと。)
	各居室は、独立した住宅とし、原則として、各住戸に専用の台所、浴室、洗面及び便所を設けること。
	各居室には、給水、排水、電気、みさと光ネット設備を設けること。
	浴室、台所、洗面に給湯設備を設けること。
	便所は水洗とし、家庭排水は合併浄化槽又は集合処理排水処理施設に接続すること。

3. 付帯施設等	居室数以上の専用駐車場を設けること。 各棟に接続する自動車の通行が可能な道路を設置すること。 敷地内に外灯、防犯灯等を設置すること。
----------	---

4 補助対象経費

補助対象経費及び補助率は次のとおりとする

補助対象住宅	事業者が建設する住宅にあつては、町と管理協定を締結し、原則として町が10年間以上借り上げる住宅			
補助対象経費	住宅建設に係る経費のうち次に掲げる経費 ① 建設工事費（外構工事、解体処分、造成工事含む） ② 地質調査費、設計費、工事監理費			
補助率	住宅タイプ	施工業者	補助率	1戸あたり限度額
	共同住宅	町内業者	2分の1	500万円
		県内業者	5分の2	400万円
		県外業者	5分の1	200万円

ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）

5 公募対象者および工事施工者

（1）公募対象者（事業者）は、土地の所有権または建物の所有を目的とする地上権、賃貸権もしくは使用賃借による権利を有するものとする。

（2）工事の施工業者は、次のとおり区分する。

- ① 美郷町内に本店を有する事業者（町内事業者）
- ② 島根県内に本店を有する事業者（県内事業者）
- ③ ①及び②以外の事業者（県外事業者）

（3）（1）に該当し、次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者
- ② 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第

132条又は第133条の規定による破産申立をしている者。

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者。

⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者。

6 事業期間

（1）令和2年度事業で採択決定後、（8月を予定）から着手し、令和3年2月末までに工事完了する事業として計画をすること。

（2）事業の交付決定前の着手（地質調査・建設等）については、交付対象とはならない

7 採択の方法

町が予算の範囲内で事業を選定し文書により通知します。

8 実施スケジュール

下記事業申請書提出スケジュール・事業スケジュール（別紙参照）

項 目	期間等	備 考
募 集 開 始	令和2年4月10日(金)	美郷町 HP 参照
申請書等の提出期限	令和2年5月22日(金) 午後5時まで	美郷町美郷暮らし推進課へ 持参又は郵送
採択決定・通知	令和2年7月下旬【予定】	

9 応募書類の提出方法・提出先

（1）美郷町民間賃貸住宅建設事業計画承認申請書、建設事業計画書、その他必要添付書類。様式類は、本町ホームページからダウンロードしてください。

（2）提出期限 令和2年5月22日（金）午後5時必着

（3）提出方法 美郷町役場美郷暮らし推進課まで持参又は郵送すること。

（4）提出部数 1部

（5）提出先

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地

美郷町役場美郷暮らし推進課 定住推進係 担当：直井

電話：0855-75-1212

E-mail：naoi-manaru@town.shimane-misato.lg.jp